

内部統制に関する基本方針

一般社団法人静岡県農協保証センター（以下「センター」という。）は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第90条4項5号及び5項、並びに同法施行規則第14条に基づき、理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他一般社団法人の業務執行の適正を確保するために必要な内部統制に関する基本方針を以下のとおり決定する。

1. 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 理事は、センターの社会的責任と公共的使命を認識し、健全かつ適切な業務運営を図って経営の健全性と透明性を確保し、法令及び定款等を遵守し、コンプライアンスに基づいた社会的規範を逸脱することのない組織体制と職場風土を整えるものとする。
- (2) 理事は、法令・定款等に違反する重大な事実を発見した場合、直ちに理事会及び監事に報告する。
- (3) 監事は、監査細則に基づき理事会に出席するほか、理事の職務執行、財務・会計等の監査結果、及び不正や不当な事案が発生する恐れのあると認める事項等を理事会に報告する。

2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 理事は、総会、理事会その他重要な会議の議事録を法令及び関係規定に従い作成し、保管・管理する。また、稟議書等の業務執行に係る重要な文書(電磁的記録を含む)を関係規程に従い適切に保管・管理し、役員等による閲覧及び謄写ができるように管理を行うものとする。
- (2) 代表理事等は、職務執行の状況、重要事項及び法令に定められた事項を理事会に報告する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 各種のリスクに対する管理体制については、リスク管理に関係する規程に従い、個々のリスクについての管理責任者を決定し、当該規程に従ったリスク管理体制を整えるものとする。
- (2) 自然災害等の不測の事態が発生した場合には、災害対策規程及び事業継続計画に従い、代表理事を本部長とする災害対策本部を設置し、人命保護を最優先して被害を最小限に止め、また、事前の備えに努め、重要な業務を継続して社会的責任を果たす体制を整えるものとする。

4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 代表理事は、年度事業計画を作成し理事会の決定を踏まえて、適宜職務を執行して実績の把握と管理を行うものとする。
- (2) 理事会の決定に基づく業務執行及び理事の職務執行が効率的に行われることを確保するため、職制規程及び職能表(専決基準)等を定め、それぞれの責任と権限に基づいた執行体制を確保する。

5. 職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 職員が法令及び定款を遵守し、倫理を尊重する行動ができるよう倫理憲章、行動規範を含めたコンプライアンス規程及びコンプライアンスマニュアルを定め、職員に周知・徹底して法令及び社会規範等を遵守する。
- (2) 代表理事は、職員による重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに理事会及び監事に報告する。
- (3) 監事は、コンプライアンス態勢及び内部通報システムの運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、必要に応じて改善策の策定を求めることができるものとする。
- (4) 職員が法令違反その他コンプライアンス上の問題を起こしていないか、自己検査を行うものとする。

6. 監事の職務を補助すべき職員に関する事項及び当該職員の理事からの独立性に関する事項

- (1) 監事が求めた場合は、静岡県信連との契約に基づく信連監査部の職員に監事の職務を補助させる。
- (2) 監事の職務を補助する信連監査部職員の監査職務遂行の際の指揮・命令権者は監事とし、理事等執行部門からの独立性を確保する。

7. 理事及び職員が監事に報告するための体制その他の監事への報告に関する体制

監事は、必要に応じて理事及び職員に対して報告を求めることができるものとする。

また、監事より報告を求められた理事及び職員は、遅滞なく必要とされる報告を適正に行うものとする。

8. その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監事は、会計監査人から監査報告を受領し、会計監査人が把握した内部統制システムの状況、リスクの評価と対応及び監査重点項目等について説明を受け意見交換を行うものとする。

また、必要に応じて会計監査人の往査に立会うことのほか、会計監査人に対し監査の実施経過について、適宜報告を求めることができるものとする。